

不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	教育委員会 総務課
不 利 益 処 分 名	徳島市学校施設（徳島市立高等学校を除く）の目的外使用許可（徳島市立小学校及び中学校の体育施設開放事業に関するものは除く）の取消し
根 拠 法 令	地方自治法
根 拠 条 項	第238条の4第9項
連 絡 先	(電話 621 - 5408)
処 分 基 準	<p>地方自治法 （行政財産の管理及び処分） 第238条の4 9 第7項の規定により行政財産の使用を許可した場合において、公用若しくは公共用に供するため必要を生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認めるときは、普通地方公共団体の長又は委員会は、その許可を取り消すことができる。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設 定 等 年 月 日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）